

## 南相馬市告示第65号

### 南相馬市復興市民会議設置要綱

#### (設置)

第1条 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害からの復興に向け、市民の意見を反映させた南相馬市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、南相馬市復興市民会議（以下「復興市民会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 復興市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 復興ビジョン案の策定に関すること。
- (2) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 復興計画案の策定及び調整に関すること。
- (4) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 復興市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 復興市民会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。

3 委員長は、復興市民会議を代表し、復興市民会議の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 復興市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 復興市民会議に、専門事項の調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、市長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから選出する。

4 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(有識者会議)

第8条 復興市民会議が復興ビジョン案及び復興計画案を策定するに当たり、その優れた識見から助言、提言をするため、有識者会議を置くことができる。

2 有識者会議は、市長が委嘱する委員をもって構成する。

3 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、市長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。

5 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 復興市民会議、専門部会及び有識者会議の庶務は、総務企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、復興市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が復興市民会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月6日から施行する。